

業務委託契約書(案)

業務名称	福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務
予定数量	83日
契約単価	1日あたり 円
契約期間	令和2年8月21日から令和2年12月31日まで
履行場所	JR小高駅から福島県立小高産業技術高等学校の区間
契約保証金	契約単価×予定数量×1.1の100分の5以上の金額 (福島県財務規則229条第1項各号に該当する場合免除とする)

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲、受託者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、福島県立小高産業技術高等学校(以下「学校」という。)の生徒を輸送するため、通学バス運行業務を乙に委託し、乙は、乙所有のバスを使用し、これを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い、別紙1「通学バス運行業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

(乗車対象者)

第2条 この契約に定めるバスに乗車できる者は、学校に通学する者とする。

2 乙は、前項に定める者以外の乗客を乗車させてはならない。

3 第1項に定める者で、この契約に定めるバスに乗車する者は、乙の指示に従うものとする。

(委託料の支払い)

第3条 委託料の月額、契約単価に1ヶ月の運行日数を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

2 乙は、前項の委託料の月額を当該月の翌月10日までに甲に請求するものとする。

3 甲は、請求書の内容を審査の上、これを受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(甲の監督等)

第4条 甲は、乙の行う委託業務について、立会い若しくは監督を行い、又は必要な事項について指示することができる。

(変更又は中止の承諾)

第5条 乙は、乙の責めに帰さない理由により、業務を提供することができなくなったときは、あらかじめ甲の承認を得て、当該理由の止むまで委託業務を変更し、又は中止することができる。

(不履行責任)

第6条 乙は、業務について契約条項または仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、その理由を付した書面により遅滞なく甲に届けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(費用負担)

第8条 この契約に定めるバスの運行業務委託料以外に必要な一切の費用は乙の負担とする。

(安全確保)

第9条 乙は、通学バスの運行に際し、安全確保について万全の措置をとるものとする。

2 乙は、この契約締結後は、その事由いかに拘わらず、第2条に定める者の輸送についての責を負うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(損害負担)

第12条 乙は、この契約に基づく輸送の責任について、自賠法第3条に基づく別紙2「国

土交通大臣許可一般貸切旅客自動車運送事業運送約款第5章（責任）」を準用するものとする。ただし、第23条（旅客の責任）については、事故のある場合、その都度、甲乙が協議するものとする。

- 2 第三者の過失により、人身事故が発生した場合は、乙が窓口となる。ただし、賠償関係については、甲乙協力して折衝解決にあたるものとする

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 着手期限を過ぎても、委託業務に着手しないとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第10条の規程に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規程する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第

5号) 第4条各号に該当する者) に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として予定日数から運行済日数を差し引いた日数に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人)に対し、刑法(明治40

年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(予定数量)

第16条 予定数量を超えて運行する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、この契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(協議)

第17条 この契約に関して疑義が生じたとき、または本契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

令和2年 月 日

甲 住所 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
氏名 福島県
福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報
が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱
う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなけ
ればならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人
情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行う
とともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊
急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を
持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録さ
れた資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、
甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本で
あるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終
了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資
料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当
該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するととも
に、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を
甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき
は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法
違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、
事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27
年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、
甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の
漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告
示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第 10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第 7 の第 3 項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。